

事業所防犯責任者の設置について

1 趣旨

事業者は、地域住民に対して財やサービスを提供する一方で、事業所の立地、労働力の提供、事業活動の推進などについて、地域住民の理解と協力を得て事業活動を行っており、地域社会を構成する「企業市民」として、社会的責任を果たすことが求められている。

そのため、地域安全まちづくり条例では、事業者の役割を規定したほか、事業所ごとに防犯責任者を置くよう求め、地域安全まちづくりに対する事業者の貢献を期待している。

地域安全まちづくり条例（抜粋）

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

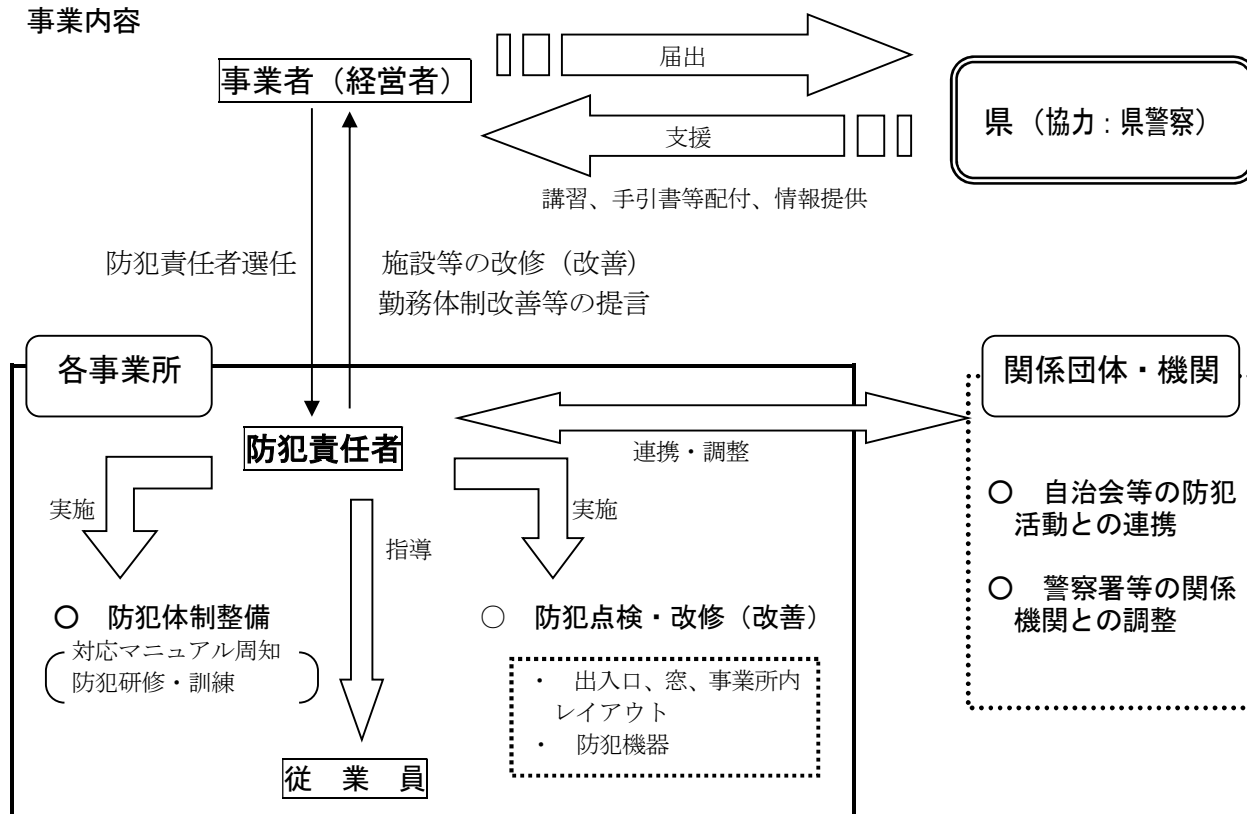
2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯に配慮した施設の管理等の取組)

第9条 (略)

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

2 事業内容



※ 防犯責任者の役割

防犯責任者は、自らが属する事業所が犯罪発生の現場にならないよう、経営者、従業員、地域住民、関係機関と連携を図りながら、ソフト、ハードの両面から検討し、事業所及びその周辺地域も含めた防犯対策を先導する役割を担う。

(具体例)

○ 防犯点検・防犯改修(改善)の実施

- ・ 出入口、窓、ショーウィンドウ、事業所内レイアウト・陳列方法等の防犯点検の実施
- ・ 防犯機器の作動状況の点検
- ・ 事業所内の防犯改修(防犯性の高いドア、窓、錠・金具等の導入、防犯カメラ等の防犯機器の整備)

○ 警察署等の関係機関との連携

- ・ 警察署、防犯協会、市町防犯担当課が提供する防犯情報の入手
- ・ 緊急時における警察署との連絡体制の構築

○ 地域社会の安全確保への貢献

- ・ 地域で活動する防犯グループとの意見交換
- ・ 地域における自主防犯活動の現状把握と協力可能な活動・支援策の検討
- ・ 事業所単独で実施する防犯活動の企画・実施実践活動、支援策の実施

○ 事業所内の防犯体制の整備

- ・ 防犯対応マニュアルの作成
- ・ 従業員に対する防犯研修・訓練の計画的な実施

3 事業実施計画

(1) 考え方

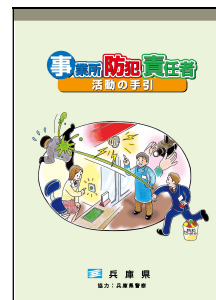
県民生活の安全・安心の確保を最優先する観点から、多数の県民が出入りし、犯罪発生の現場となりやすい事業所(業種)から重点的に「防犯責任者」の設置を働きかけることとし、特に県域の業界団体が組織化された業種から順次対象を拡大していく。

(2) 県の支援施策(概要)

ア 「活動の手引」及び「ステッカー」の配付

「事業所防犯責任者設置届出書」を県に提出した事業者に対して、各事業所の防犯責任者向けの活動マニュアルとなる「事業所防犯責任者活動の手引」及び防犯の取組を対外的にPRするために店頭などに掲示する「防犯責任者設置事業所ステッカー」を配付する。

また、各防犯責任者に対して、防犯・犯罪情報その他活動に必要な情報を「ひょうご防犯ネット」(兵庫県警察本部)により提供する。



活動の手引



ステッカー

イ 「事業所防犯責任者講習会」の開催支援

「事業所防犯責任者設置届出書」の提出があった事業者等のうち、特に希望する事業者等に対しては、当該事業者等が主催する「事業所防犯責任者講習会」に県職員が出向いて講習を行う(県が必要であると認めた場合に限る。)

4 現況

(1) 事業期間

平成18年度～

(2) 事業所防犯責任者設置届出実績

9,131事業所(令和8年2月末現在)